

第72回

新宿区景観まちづくり審議会

令和3年10月28日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第72回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・令和3年10月28日

出席した委員

**後藤春彦、野澤康、坂井文、中島直人、吉田慎悟、安田望、浅見美恵子、安井潤一郎、
和田総一郎、阿部光伸、大橋秀子、安田裕治、森孝司**

欠席した委員

篠沢健太、伊藤香織、大崎秀夫、小林絢

議事日程

1. 報告

[報告1] (仮称) 神宮外苑地区再開発事業/ (仮称) 聖徳記念絵画館前整備事業について

[報告2] 新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定概要について

[報告3] 令和2年度景観事前協議及び行為の届出状況について

2. その他

議事

午前 10時00分開会

○後藤会長 それでは、定刻になりました。ただいまより第72回新宿区景観まちづくり審議会を開会いたします。

本日の出席状況及び配付資料等について事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。本日の事務局を務めます景観・まちづくり課長の蓮見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出欠状況ですけれども、**篠沢委員、伊藤委員、大崎委員、小林委員**からご欠席される旨のご連絡を頂いております。

なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項より審議会は成立しております。また、本日の審議会は公開となっております。傍聴の方は発言ができませんので、ご了承をお願いいたします。

また、委員の発言の際につきましては、職員がマイクをお持ちしますので、挙手をしていただくようよろしくお願いいたします。

また、本日は新宿区景観まちづくり相談員の**神谷相談員**、**進藤相談員**に事務局としてご出席を頂いております。

次に、本日の進行と配付資料についてご説明をいたします。

まず、本日の進行につきましては、机上に用意してございます次第のとおりでございます。報告案件が3件というような形になってございます。

また、次に資料のご確認をさせていただきます。机上配付資料としまして、先ほどご紹介しました次第、裏面に委員名簿の記載がございます。また、新宿区景観まちづくり条例と施行規則、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドラインと改定版、参考資料としまして、新宿区景観まちづくり計画改定素案（案）、エリア別ガイドライン改定デザインブック（案）、意見書、意見書郵送用の封筒、及び座席表をご用意してございます。資料の不足等ございませんでしょうか。また、会議の進行中でも不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

また、机上に用意してございます景観まちづくり条例及び景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドラインにつきましては、各委員の専用のものでございますので、書き込み等自由にしていただいて結構でございます。また、会議終了後は、事務局のほうで保管をさせていただきます。仮に持ち帰られる場合につきましては、次回の会議等にご持参を頂けるようよろしくお願いいたします。

そして、事前に送付しております資料としまして、報告案件1「（仮称）神宮外苑地区再開発事業／（仮称）聖徳記念絵画館前整備事業について」、また、報告2としまして「新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定概要について」、報告3「令和2年度景観事前協議及び行為の届出状況について」、以上3点がございます。

資料につきましては、以上となります。

事務局からの説明は以上となります。**後藤会長**、どうぞよろしくお願いいたします。

○**後藤会長** お手元に資料はおそろいでしょうか。

1. 報告

[報告1] (仮称) 神宮外苑地区再開発事業/ (仮称) 聖徳記念絵画館前整備事業について

○後藤会長 それでは、報告事項を進めてまいります。報告1、(仮称) 神宮外苑地区再開発事業/ (仮称) 聖徳記念絵画館前整備事業について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(景観・まちづくり課長) 事務局です。報告1につきましてご説明をいたします。

本計画につきましては、現在、地区計画の変更に向けて都市計画手続を行っておりまして、併せて景観事前協議を行っております。本日、この審議会で頂いたご意見を踏まえ、今後も引き続き協議を進めてまいりたいと思っております。

なお、区域内の個別の建築計画につきましては、建築確認前等、設計の深度化が進んだ段階で改めて景観事前協議を進めていきたいというふうに思います。

それでは、事業者から自己紹介の後、この計画についてのご説明をお願いいたします。

○三井不動産株式会社 本日は景観まちづくり審議会の開催に当たりまして、ご多忙の中、ご調整いただきありがとうございます。

この後ご説明をさせていただきます神宮外苑再開発につきましては、明治神宮、日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事、三井不動産の4権利者にて検討を進めてまいりました。これまでは関係行政の方々とは多数の協議を重ねてまいりまして、おおむね地区全体の開発概要が定まっておりますので、今年の7月に都市計画提案をさせていただきました。

この計画地は、日本を代表する景観でありますイチョウ並木のビスタ景観をはじめ神宮球場、秩父宮ラグビー場というスポーツ施設が集積しております。多くの方々の来訪があるエリアとなっております。魅力あるにぎわい、風格を兼ね備えた魅力のあるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。本日は皆様からのアドバイス等を頂きまして、今後の設計に入りたいと考えております。

それでは、コンサルタントの日建設より詳細をご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○株式会社日建設 当地区の都市計画のコンサルタントを務めさせていただいております。本日はよろしくお願いいたします。

本地区は国立競技場の南側の区域、現在、第二球場、神宮球場、ラグビー場などがあるエリアです。青山通りから北側のエリアで、図上で赤いラインで引かれているエリアが当地区のエリアとなっております。周辺には東京メトロ外苑前駅、青山一丁目駅、都営大江戸線国立競技場駅、また、JR千駄ヶ谷駅、信濃町駅と隣接してございまして、交通利便性の高い地区となっております。

当地区に関するこれまでの経緯ですけれども、左側の図で黒い1点鎖線で囲われた区域が地区計画の区域になってございます。国立競技場の建替えのときにこういった形で地区全体が地区計画に策定されてございます。その後、平成30年に東京都が「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」というものを設置されまして、学識経験者などを交えて、いろいろと意見交換された後に「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定してございます。

本地区は、このまちづくり指針に基づいて公園まちづくり計画の提案ということをしていただきました。公園まちづくり計画の提案に関する様々な会議体において、学識経験者も交えて、計画の方向性を議論させてきていただいております。その後、公園まちづくりの審査会で計画を進めることについてご理解を頂きまして、都市計画の提案をさせていただいているという段階になってございます。

周辺状況として、幾つか写真を配置させていただいております。神宮外苑は沿道部にみどり豊かな景観を形成しているという特徴があると考えてございます。

当地区の現況、特性について整理をさせていただいております。まず、1つ目の現況課題については、公園機能である緑・広場空間が不足しているという課題を有してございます。みどりの割合でいくと約25パーセント、オープンスペースの割合でいくと6パーセントで人々が集い憩う空間が不足している現状になってございます。

2つ目は公園施設の老朽化で、神宮球場は創建時からおおむね築100年で、かなり老朽化が進んでございます。

3つ目は地区内の回遊性が乏しいという課題を挙げてございます。当地区は東西のネットワークがほとんどなく、スタジアム通りからイチョウ並木側へは大きく迂回する必要がございます。地区を回遊して散策することが現状なかなか難しくなっております。

そのほか、イベント時のスタジアム通りの混雑や、外苑前駅周辺に放置自転車が多く並んでいて、快適な歩行空間を阻害している状況になってございます。

次に、神宮外苑の歴史について簡単にご説明させていただきます。

神宮外苑は体力の向上や心身の鍛錬の場、文化芸術の普及の拠点として1926年に創建されてございます。創建当時から国民に開かれた緑とスポーツの拠点としての歴史を積み重ねてきてございまして、内苑とは対照的に大衆の屋外レクリエーションのための広大な景園地を基本方針として造園計画が立てられてございます。

絵画館前は現在軟式野球場に使われているのですが、創建当時は西洋庭園があったところに

なっております。その後、GHQの接収によって軟式野球場に変わっていったという経緯がございます。

次に神宮外苑地区の特性を整理させていただいております。当地区は、スポーツ施設の集積地として、国立競技場、神宮球場、秩父宮ラグビー場をはじめ多種多様なスポーツ施設が多く集積しているエリアになってございます。

一方で、周辺に赤坂御用地、新宿御苑、神宮内苑、青山霊園と四方を大規模な緑地帯に囲まれているエリアでございます。当地区においても、東側の部分では大きな緑地帯を形成してございます。

そんな神宮外苑は特徴のある通りに複数面してございまして、そちらについてご説明させていただきます。

スタジアム通りはスポーツ集積地への玄関口として位置づけられている通りで、沿道にはスポーツ施設が多く建ち並んでいる状況になってございます。

青山通りは渋谷から赤坂を結ぶ道路で、副都心と都心をつないでいく幹線道路になってございまして、沿道には業務商業の集積が多く見られます。

続きまして、神宮外苑の4列のイチョウ並木は、東京を代表するビスタ景観になってございます。

7ページ目が青山通りの状況を詳細に記させていただいた立面でございます。業務・商業の利用が多く見られ、一定の高度利用が図られているエリアになってございます。

8ページ目は、スタジアム通りになってございます。スタジアム通りの東側は国立競技場等のスポーツ施設が多く建ち並んでございます。一方、西側は高度利用や都市的機能の導入が図られているところになってございます。

先ほど冒頭に申し上げました東京都が策定したまちづくり指針についてご説明させていただきます。

まちづくり指針では、まちづくりの目標として神宮外苑地区をにぎわいあふれるみどり豊かなスポーツの拠点としてさらに発展させていくことを目標に将来像を3つ掲げてございます。将来像1として高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点、将来像2として歴史ある個性を生かした多様なみどりと交流の拠点、将来像3として地域特性を生かした魅力的な文化とにぎわいの拠点という将来像が掲げられてございまして、9ページ右下の図にあるようにゾーニング、エリア分けがされてございます。青い点線の区域、イチョウ並木から絵画館に向けての区域は、豊かなみどりと歴史の継承エリアという位置づけがされてございます。赤い点線の区域

はスポーツ文化発信エリアという位置づけがされてございます。青山通り、スタジアム通り沿道の部分、紫色の点線の部分については機能複合・高度化エリアという位置づけがされてございます。

10ページ以降はそのほかの上位計画についてまとめさせていただいているものでございますが、本日は時間の関係で割愛させていただければと考えてございます。

15ページからが計画案になってございます。先ほどの上位計画や地区の特性、地区の課題等を踏まえて、こうした計画案を策定してございます。大きくまちづくりの方針としまして、基盤再編等を通じた都市計画公園及び広域避難場所としてのオープンスペースの整備を図り、神宮外苑地区の歴史あるみどり豊かな景観・風致の保全とにぎわいが両立したまちづくりを行う。また、都市計画公園の再配置・再整備や老朽化した大規模スポーツ施設の更新を通じた安全性・防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを実現するとともに、併せて沿道への都市機能の導入と土地の健全で合理的な高度利用により、魅力的なスポーツクラスターの形成を図るという方針を掲げさせていただいております。

こうした方針を基に老朽化したスポーツ施設の更新や、イチョウ並木のビスタ景の保全、オープンスペース・緑地等の整備、歩行者ネットワークの整備等の複数の整備内容を掲げてございます。

施設についてご説明させていただきます。国立競技場の南側のところがラグビー場棟になってございまして、現在の秩父宮ラグビー場の機能移転をしてくるエリアになってございます。その下側の中央広場が広域避難場所としての防災性の向上に寄与する広場として1.5ヘクタールほどの広大な広場を計画してございます。中央広場の南側が野球場棟として、神宮球場の機能移転をしてくるエリアになってございます。

青山通りに関しましては業務商業機能を導入していくエリアになってございまして、事務所棟を計画してございます。スタジアム通りは、沿道に複合棟Aと複合棟Bとございますが、業務商業、サービス、アパートメント等の都市機能を導入していくエリアとなっております。こうした都市機能を導入することにより公園の利便性を上げていきたいと考えてございます。

続きまして、中央広場の東側には、文化交流施設棟を計画してございます。こちらは小規模な施設を想定してございまして、中央広場の活動等を支援するような施設を想定してございます。また、創建趣旨を踏まえた絵画館前広場の再整備を考えてございまして、その両脇にはテニス施設を整備していく計画になってございます。

野球場とラグビー場の配置が大きく変わってございますが、競技の継続性に配慮して神宮外

苑のスポーツの文化が途絶えないよう段階的に整備をしていくことを計画してございます。

まず、第二球場を解体しまして、こちらにラグビー場棟を整備いたします。その後、秩父宮ラグビー場を解体して、こちらに野球場を整備します。野球場の機能移転が完了しましたら、神宮球場を解体しまして、こちらに広場・空間を整備していく流れになってございます。

想定スケジュールとしましては、段階建替えになりますので、2036年を最終の目標にしてございまして、かなり長期に渡る計画になってございます。冒頭、新宿区からもございましたが、こうした長期の計画でございまして、今後段階的に、各施設の詳細の検討を進めていくことになってきます。今回は計画の大きな方針を都市計画で定める段階でございまして、景観に関しては引き続き段階協議を通じてご指導いただければと考えてございます。

17ページには景観に関する基本方針を掲げさせていただいてございます。

遠景、中景、近景、シークエンスという4つのトピックで整理をさせていただいてございます。遠景については、スポーツクラスターとしてふさわしい都市景観の形成、中景に関しては、魅力・にぎわい・風格を兼ね備えた個性豊かな景観の形成、近景に関しましては、地区内の活気と緑が調和した魅力ある景観の形成、シークエンスにつきましては、地区内の回遊動線と多種多様な空間等の整備という方針を掲げさせていただいてございます。

方針1として周辺の施設や緑地帯に配慮したメリハリのあるスカイラインの形成を掲げさせていただきます。絵画館やイチョウ並木はもちろんのこと、新宿御苑や国会議事堂の景観に配慮した建築計画としており、新宿御苑や国会議事堂からはほとんど見えない状況になってございます。各通りの特性に配慮したメリハリのあるスカイラインの形成を2つ目に挙げさせていただきます。青山通りにつきましては、渋谷と赤坂をつないでいく拠点性のあるエリアとして、青山通り沿道で高度利用を図っていく計画を考えてございます。

また、イチョウ並木に向かって建物が低くなっていくスカイラインを考えてございます。

スタジアム通りは国立競技場から青山通りに向かって徐々に建物高さが高くなっていくスカイラインを検討させていただいてございます。大きな考え方として、公園内の建物の高さを低く抑えて沿道部を高くしていくことで公園のオープンスペースやみどり豊かな空間との調和を図っていきたいと考えてございます。

続きまして、各通りの特徴を踏まえた高層部のデザインについてでございます。青山通りについては青山通りのガイドライン等でも語られていることですが、気品のある沿道空間とするために、こうした風格、気品などが感じられるファサードの計画としていきたいと考えてございます。スタジアム通りについては、通りに対する圧迫感の軽減を高層部のデザインの

方針として考えてございます。

中景の方針1として、新たな日本のスポーツ拠点としてふさわしい人々に開かれたデザインを方針として掲げさせていただいてございます。ラグビー場については、広場の活動を促進する付帯施設などの整備によって、常時にぎわいのある公園施設として整備をしていきたいと考えてございます。また、国立競技場と調和するみどりのネットワークの形成等も図っていききたいと考えてございます。野球場につきましては、人々に開かれた空間とするというところで、右上の写真をご覧いただきたいのですが、こちらはアメリカ・サンディエゴのペトコパークという球場でございます。ペトコパークは、隣接する広場空間から中の風景が見える、かなり特徴のある野球場となっておりますが、今回整備する新野球場についてもこうした空間形成を図っていききたいと考えてございます。中央広場から野球場のにぎわい等が伺える空間を形成していきたいと考えてございます。

イチョウ並木のビスタ景に配慮し、地区の豊かな歴史を感じさせる景観の形成を方針として掲げさせていただいてございます。イチョウ並木側の建物の高さを低く抑える、またはイチョウ並木からはセットバックを大きく取ることでイチョウ並木のビスタ景に配慮した計画としたいと考えてございます。

周辺のみどりや施設等と調和した気品とにぎわいを兼ね備えた沿道景観の形成を方針として掲げております。こちらは青山通りからイチョウ並木に入ってくる入り口の部分について載せさせていただいてございます。まず、イチョウ並木とつながるエリアになりますので、事務所棟の高層部についてもイチョウ並木から離隔を確保した計画とし、西側に高層部を寄せた配置・配棟を検討してございます。それに伴って、低層部についてはイチョウ並木と調和するような空間として建物の緑化等を合わせて図っていききたいと考えてございます。また、イチョウ並木の入り口には、街角広場や、それにつながる緑陰のある歩行者空間を形成する歩道状空気を整備し、みどりと調和した景観を形成していきたいと考えてございます。

スタジアム通りにおいては、一定の間隔で街角広場という小規模な広場を当地区への入り口となるゲート空間として、整備を図っていききたいと考えてございます。街角広場はイベント時に人が大量にスタジアム通りに流入することを抑制する役割に加え、街角広場でのイベント等による地区のにぎわいを沿道部に生み出していききたいというふうに考えてございます。

続いて、周辺の大規模な緑地帯と連続する立体的な緑化空間の形成でございます。

冒頭申し上げましたとおり、当地区の周辺四方に大規模な緑地帯がございます。こうした緑地帯とみどりのネットワークの形成を図っていききたいと考えてございます。神宮外苑も御観兵

榎のエリアはみどり豊かなところでございまして、こうしたみどりと連続していくような緑地帯を形成したいと考えてございます。

続いて、今度は近景の方針1でございまして。

大小様々な広場等のオープンスペースの配置による多様な顔を持つ地区の形成を方針に掲げてございます。これまでの説明の中に中央広場や絵画館前の広場、街角広場等の幾つかの広場をご説明させていただきました。そのほか、屋上広場、南北通路、つなぎスポット等の広場を整備する予定になってございます。こうした大小様々な広場空間を形成していくことにより、当地区に訪れた人が歩いて楽しい景観を形成していきたいと考えてございます。

屋上広場は、中央広場と隣接して設置しまして、デッキ上のレベルになりますが、見る・見られるの関係と立体的なみどりの形成を図っていききたいと考えてございます。

南北通路に関しましては、地区内の骨格的な動線として、青山口のところから、イチョウ並木の入り口から国立競技場等も含めると千駄ヶ谷の方向までつながっていくネットワークを形成していくというところになってございます。こうしたネットワークを形成することで、これまでイベント時にスタジアム通りに人が出て混雑していたところの軽減を図っていききたいと考えてございます。

南北デッキは広幅員の通路でイベント時は骨格的な動線の役割を果たすのですが、そうではないときに南北通路でも様々なイベント等を行うことによってにぎわいある空間としていきたいと考えてございます。

つなぎスポットは、先ほど申しあげました文化交流施設棟になります。中央広場等の活動をサポートする、支援する機能を導入していききたいと考えているところでございます。

続いて、絵画館前の広場でございます。イチョウ並木と絵画館をつなぐビスタ景を継承する広場整備で、イチョウ並木から絵画館につながっていく絵画館の前景となる広場を整備することで、イチョウ並木のビスタ景の強化を図っていききたいと考えてございます。この絵画館前の広場には、複数の散策路や緑陰空間、ベンチ等を設けることで憩い、くつろぐことができる空間として整備を図っていききたいと考えてございます。

最後にシークエンスの方針を掲げさせていただいてございます。こういった様々な広場空間等が整備されることによって、回遊性を高めていききたいと考えてございます。歩いて楽しい、いろんな景色が楽しめる神宮外苑を形成していきたいと考えてございます。

以降は景観シミュレーションや配置図等を参考で載せさせていただいてございます。本日は時間の関係でご説明は割愛させていただければと思いますが、お時間あるときにご覧いただけ

ればと考えてございます。

ご説明としては以上になります。ありがとうございました。

○**後藤会長** ご説明どうもありがとうございました。

次に、景観事前協議の状況について**神谷相談員**からご説明を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

○**神谷相談員** **神谷**でございます。これまで事前協議を3回行ってはいますが、状況についてお話ししたいと思います。

全体計画に関わる大きな話についてはおおむね了承ということで、通常の景観協議で扱うような具体的な個別詳細の話はこれからということなので、今の段階でチェックしておかなければいけない話を中心だったんですが、その中で1つだけ大きな話がありまして、ここの計画はこれまでも何度も話は伺ってきたことなんですけれども、初見といいますか、聞いていなかった気になった大きな変更という話がありまして、それがラグビー場に屋根が付いたということだったんですけれども、風致地区、それから、歴史、みどり、これまでのそういう議論に対しての整合性というところでどうだろうかということ協議をしてきました。新国立競技場で相当の議論を重ねたというような経緯を踏まえて、やはりそのあたりのこれまでの建築を作ってきた流れ、何をリスペクトすべきかということについてどうだろうか。急にラグビー場の屋根が付いてきてデザインについて違和感を覚えたということです。1点は、新国立競技場と距離が近いということです。それから、新国立競技場で随分高さの議論をしたんですけれども、それよりも高いということです。それから、デザイン性、デザインの整合性という意味でいうと、新国立競技場のすぐ隣にありながら四角張っているのも、そのあたりもどうなんだろうかと、そのようなことについて指摘してきたところです。

そもそも屋根が本当に必要なんですかというようなこととか、屋根がついてこれだけのボリュームになるんだったら位置そのものが問題だったんじゃないかと、そのようなことにもなってきたわけですね。最終的に景観としてどうなのかという話になるんだと思いますけれども、ビスタ景だけではなくて、やはり周りを見渡したときの一体的な景観づくりということであると、今後検討していただかなければいけない要素がたくさんありますねと、そんなお話をしてきました。

私からは以上です。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。

進藤相談員、事前協議の状況についてご説明ください。

○進藤相談員 相談員の進藤です。対面協議の意見は神谷先生がおっしゃったこととかなりラップしてくると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、第一に今回の計画案が風致地区に関わっているということが一番大きな論点ではないかと思いました。ご存じのように風致地区というのは都市の中の自然を守るという趣旨で設置されたと聞いております。これから先、計画は延々と続きますが、100年先に、今まで風致地区だったところに計画を進めてどういうふうに変わっていくのか、それがやはり風致地区としてふさわしい形を目指して計画を進めていただきたいとお願いいたしました。

それから、自然を守るということからみどりについての要望といたしましては、先ほどご説明者からお話しありましたが、赤坂御所の北西に新宿御苑がございます。ちょうど真ん中にこの計画地がございます、それをつなぐ面としてのみどりをぜひ確保していただきたいということをお願いいたしました。つなぐといっても、点とか線とかではなく面ですね、かなり大きな面をつないでいただけないかと。濃いみどり、濃い面をつないでいただけないかということをお願いいたしました。

それから、みどりに対しての中景、近景について、特に絵画館前から緩衝帯のみどりを見たとき、その左右に現在の計画ですと、スポーツ施設、向かって東側には屋内テニス場、西側には屋外テニス場がございます。模型で拝見すると、並木でかなり一生懸命隠しているんですが、その施設がかなり見えてくる可能性があります。落葉ではなくて常緑樹を使ったり壁面緑化をしたりといろいろ頑張っていたけるとは思うんですが、ぜひその施設があまり見えないようにしてほしいというお願いをいたしました。現在使われている施設の規模と同程度を設置するというのは設計と条件のようですので、もしどうしても無理であれば、例えば屋内テニス場は半地下にちょっと入れて高さを抑えろとか、先ほど言いましたように壁面緑化をしろとか、それから、みどりをもう少し増すとか、そういうような形でぜひ美しいビスタの景観をそこで出していきたいというのを中景、近景ではお願いいたしました。

それからシークエンスについて、本日の資料にはシークエンスが入っていましたが、公園計画の一環のような形ですので、シークエンスのみどりないしはシークエンスの景色というのをぜひ大事にしていきたいとお願いして、今回この資料が入っているのでちょっと安心いたしました。

施設の形態意匠について、これはまさに先ほど神谷先生がおっしゃいましたように、模型を拝見したときに一番気になったのはやはり屋内のラグビー場であったわけです。お話を聞いていますと、今後この事業というのはPFI事業とし、民間事業者からの提案を公募するという

お話を聞きました。ということは、これは1つのたたき台と言ったらおかしいですけども、与条件整理のための案というふうに捉えて、差し当たってこれを踏まえながら公募提案をしてくださいという位置づけだと私は理解させていただきました。そのときにPFIの公募の要項の中にぜひ高さの問題、新国立競技場が47メートルぐらいで、現案では55メートルぐらいの高さがあるんですが、その高さについて、それからあと、統一感を図るという意味では、新国立競技場は楕円の曲面を使っているわけですが、ラグビー場は直線が多い造形をしているわけで、統一感のあるデザインをぜひ提案してほしいというようなことを要項の中にぜひ盛り込んでいただきたいと、そのときご説明いただいたJSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）の方に要望いたしました。これからPFIでお金込みでいろいろな提案がされるわけですから、ぜひ100年後もクレームが来ないといえますか、やっぱりいいものをつくってくれたというようなものをつくっていただきたいとお願いいたしました。

それから、スポーツ施設に絡めて、当初事前協議のときにはスタジアム通りの詳細が無かったのですが、本日の資料には入っていましたので、これも安心いたしました。

以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。

それでは、**吉田委員**も色彩の観点からご説明いただければと思います。

○**吉田委員** **吉田**です。専門は環境色彩計画です。

事前協議の内容に関しては、今お二人の先生が言われたことでほぼ尽きると思っています。その中で全体的にはこれまで議論してきたことがうまくいかされていて、みどりを保全するか、あるいは都市的な機能は青山通り側に持って行って全体的にはこちらはみどりになるべく溶け込ませていくという方向に関しては私も確認をして、その方向で行ければいいなと思っています。

今年になってラグビー場のお話が出てきたんですけども、今お二人の先生が話されたように、あるいはここで模型を見ても、随分ボリュームがあって、ちょっと圧迫感があるんじゃないかという形に見えると思います。新国立競技場との配置関係では、建築物の間隔がかなり狭まっているなというのを感じると思うんですけども、私もそのことが一番心配になっています。やはりこの一つの大きなシンボルとして新国立競技場があって、それはかなり議論をして、高さを抑えるとかそういうことはやってきたわけですけども、それより高くなる。それから、形も新国立と比べても少し角ばったボリュームが強調されたような箱が出てくるというあたりを心配しています。基本的にはここ全体の統一感を持たせるために、もちろん形の問題

もありますし、それから、素材感とか、それもあるべくこの風致の地域に合ったみどりとうまく溶け込むような、そういう素材をもう少し考えてほしい。このあたりはこれからの計画になるんでしょうけれども、そういうこともぜひ追加して考えてもらいたいと思いました。

既に新国立競技場はできており、木質系の材料が少し印象的になっていますし、あるいは事務所棟とかそういうところの素材も絵に少し出てきています。球場と競技場の間に出てきますから、それらをつなぐような位置にありますので、その連続感というのも大切にしてもらいたい。この前、事前協議で聞いた範囲では、ラグビー場の中の機能からそのまま素直に持ち上げるとこういうボリュームになりますよということで、外との関係やこの地域全体の関係を入れた説明というのが弱かったようにも思うので、ぜひ今後、今のボリュームの問題あるいは素材の問題、色彩の問題も含めてもう少し全体のまとまり感が出るようにしてほしいというふうに申し上げました。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

本日は皆さんの目の前に模型を用意いただいておりますが、事業者より模型を活用してご説明いただければと思います。また、委員の方々も席を離れて、適度な距離を保ちつつということもありますけれども、模型をご覧いただければと思います。よろしくどうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） それでは、委員の皆様、模型の前にお集まりいただきまして、先ほど会長からございましたとおり適度な距離を取りながら、また、事業者のほうは補足の説明があればよろしくお願い致します。

○株式会社日建設計 模型をご覧ください。先ほど申し上げたような御観兵のエリアというのはこちらですね。神宮外苑地区において、絵画館前の周りの緑地や絵画館の後ろの緑地、絵画館前の縁は濃いみどりを形成していることを踏まえつつ、こうしたものは保全いたします。スタジアム通り側のみどりも今かなり濃いみどりを形成していますが、保全していきます。地区の中央は薄いみどり、芝生が創建当時の思想としてあり、今回そうしたことを踏まえながら計画をさせていただいてございます。中央広場に加え絵画館前の広場もこうした計画を考えてございます。

歩行者のネットワークとしましては、こちらに外苑前駅があるのですが、そこから地下のネットワークで青山口、イチョウ並木の入り口まで地下通路を整備する計画になってございます。そこから南北デッキ、こちらのデッキを上がって行ってラグビー場にたどり着くという骨格的な動線を考えてございます。この南北デッキ上には、先ほどの屋上広場があり、ただ通行して

いただくというよりは、いろいろ景観を楽しんでいただける動線になると考えてございます。そのままラグビー場から国立競技場のネットワークを介して千駄ヶ谷までつながっていくような歩行者ネットワークを骨格の軸として考えてございます。

また、スタジアム通りやイチョウ並木の方向から小規模な歩行者通路、緑道等を幾つか設けてございますので、中央の広場や神宮外苑にこれまでよりもかなりアクセス性を高めて入っていただくことができると考えてございます。

○後藤会長 今この中でPFIを想定しているのはラグビー場だけですか。

○株式会社日建設計 そうですね。ラグビー場がPFI事業で行う予定になってございます。

○安田（裕）委員 簡単な質問、よろしいでしょうか。資料の中に事務所棟というのが書かれていますが、これはっきり申しますと、これは伊藤忠のビルですよ。作り直すということですか。こちらがホテルでよろしいですか。

○株式会社日建設計 こちらは、基本的には業務機能です。サービスアパートメントが複合棟Bに入ります。

○安田（裕）委員 資料に球場併設ホテル棟と書かれていますが。

○株式会社日建設計 ホテルは野球場の上に乗っています。野球をしている風景が楽しめるようなホテルを考えてございます。

○安田（裕）委員 分かりました。

もう一つよろしいでしょうか。ご説明の中でみどりのこと、東京都が出している公園まちづくり制度に則ってこのマスタープランをつくられていると思いますが、先ほどからご説明を聞いていまして、シークエンスという言葉や歩行者ネットワークの動線などがものすごく重要なに語られていると思うのですが、視覚的なものが東京都の上位計画から出ているので、ご覧になっていると思います。こういうものを資料に引用することはできないのでしょうか。計画がすごくこれを踏襲されていますので、人の流れが分かりやすいんですね。駅が4つもありますから、近くには。今おっしゃったような外苑前のところから地下でつながるとか、そういう話があると、本日は景観の話だと思うんですけども、将来、場合によっては4万人ぐらいの人が一気に動く可能性がありますよね。

○株式会社日建設計 そうですね。ラグビー場が現状約2万5,000人、神宮球場は約3万2,000人です。将来も野球場は約3万2,000人を想定していますので、大体それぐらいの規模の方がイベント時に来られると思います。

○安田（裕）委員 開始時と終了時で4つの駅はそれぞれいっぱいになってしまう可能性はあ

りますよね。だから、こういうのがあると分散するなというのが分かりやすいんですが。

○株式会社日建設 ありがとうございます。その資料を本日入れていませんが、まさにおっしゃられるとおり、まちづくり指針にそうしたゾーニングで施設配置等が示されてございまして、そうしたものを踏襲しながら計画を進めてきてございます。

○事務局（景観・まちづくり課長） 説明が以上でしたら各委員、自席に戻りまして質疑応答をさせていただければと思います。

○後藤会長 本日は報告事項が他にも2つございます。

本日の欠席の委員からの事前に頂いた意見についてご紹介いただければと思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

本日欠席している学識の委員から何件かご意見を頂いております。まず篠沢委員からです。まず絵画館前広場についてですけれども、絵画館前広場周辺は歩行者動線としてどう魅力的になるのか、また、テニスコートの会員でない歩行者に対して魅力を向上させることが重要ではないかというようなご意見を頂いております。また、みどりに関するご意見で、今回神宮外苑地区は計画の中でみどりをたくさん取り入れているんですけれども、20年後、50年後経過した後どのようのみどりになってほしいのかですとか、樹木の育成を含めて長いスパンで今回の計画を検討してほしいというようなご意見を頂いております。

また、伊藤委員からも2点ございまして、同じく絵画館前広場についてですけれども、絵画館前広場についてはビスタ景を通すのはいいんですけれども、眺めるだけの広場としては大き過ぎるということで、この芝生のエリアを憩いの場とすることができるのかというご質問を頂きました。また、ラグビー場につきましては、各委員からもご指摘がございますけれども、今の計画のラグビー場については大きな壁になっていて圧迫感があると。ラグビー場としてのにぎわいのにじみ出しというのがどう今後検討されていくのかというようなご意見を頂いております。

欠席委員からの主な意見につきましては、以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。この後は本日ご出席の委員からご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

安井委員、お願いします。

○安井委員 新宿区商店会連合会の安井です。

この議事資料の中の報告1で、上の資料は公開資料、下の参考資料は非公開資料というふうになっているんですけれども、新国立競技場のオープンするときでも四ツ谷の周辺の商店会の皆

さんは大変協力していただいてうまく進めていけたのではないかというふうに思っているんですけども、これはやはり上の資料だけしか皆さんにお知らせすることはできないということでしょうか。

○後藤会長 資料の公開・非公開の取扱いについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今現在、公開・非公開という位置づけで資料を分けています。新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第5項に基づき、一部の資料を非公開の取扱いとしています。非公開の理由としては、まだ計画段階のものでございまして、今後の設計により変更となる可能性があり、資料が先行してしまいますと、もし計画が変わった場合、提示している資料のまま計画が実現するのではないかと第三者に誤解を与えてしまう可能性があるため、非公開としています。公開資料につきましては、ほかの会議体等で公開になっている共通の資料、また、非公開につきましては、この審議会の中で議論を深めていくための資料という形で取り分けをさせていただいていると、そういうような状況になってございます。

○後藤会長 それでは、お手が挙がりました。どうぞ。

○大橋委員 大橋と申します。

今、緑化のことでお話がいっぱい出たので、自分も今回ちょっと言っておきたいなと思って手を挙げさせていただきました。本当にあちこち新宿区はとてもきれいになって、デパートの屋上やら公園やら本当に素敵な木もいっぱい植わったんですけども、どこの雰囲気もとても一緒なんです。それで、デパートへ行ってもどこのデパートだったかなみたいなものもありまして、その場所の印象も薄いんですけども、うちのほうに市谷の杜というのができたんです。それで、鳥が回っているようにということでみどりを増やしましょうと、市谷は足りないからということでみどりは確かに増えました。最初のほうは喜んでいたんですけども、公園に花が咲く木がないんですね。どこへ行っても、デパートの上もみんなそうなんですけれども、そうすると、うちのほうの近辺に鳥が花をつつきに来るんですね。一戸建ての庭だとかマンションのベランダの人とか、皆さんちょっとそこが問題じゃないかというぐらい鳥が一般の家庭の花をつつくんですね。

それで、提案というのも変ですけども、今回このスポーツの場所に季節ごとのグルーピングして花を植えていただけないかなと思ひまして、春のゾーン、秋のゾーンとかにしていれば一般の人たちも見に行ってくださいし、鳥がそこで収まってくれるんじゃないかなと。ぜひ一般の方が、今イチョウ並木が有名であるように、ここは春にはこんな花が咲くんだよというのを見に行つて、そこが日常的ににぎわいが出てきたらこの目標も達するし、皆さんがこ

こをよく知っていただければ防災に関してもスムーズに動くんじゃないかと思ひまして、みどりが増えるのはとてもいいことだとは思ひんですけれども、ちょっと鳥とかそういうことをどこかに集中して、あまり外へ飛ばさないとか、飛んでもらうために作っているんでしょうけれども、そういうところも作っていただけたらありがたいなと思ひまして、今回はその提案をさせていただきたいと思ひて来ました。

○**後藤会長** どうもありがとうございます。時間に限りがあるので、一問一答ではなくて、最後にまとめてご回答いただきたいと思ひます。

中島委員、どうぞ。

○**中島委員** ご説明ありがとうございます。事前にも一度お話を聞いていたので、よく分かりましたけれども、1つは今回論点になっていますラグビー場と国立競技場の関係とか、そのあたりと関係するんですが、これらは今回15年にわたるとはいえ、一気に5、6棟ぐらいの建物が1つの敷地の中に建つということで、それらをデザイン調整するような仕組みというのをどういうふうを考えていらっしゃるか。例えば先ほどガイドラインの話もありましたけれども、もう少し人ベースとか、マスターアーキテクトみたいなものが入って調整するというのもあり得るし、調整と言わずにもっと創造的に関係を付けていったりということもあると思ひますので、そのあたりの体制をどう考えるかというのが大事なんじゃないかと。システムですかね、そのことについて1つ聞きたいのと、あともう1点は先ほどの**篠沢委員**のお話と重なるんですけれども、今回シークエンスの話を付けていただいたので、改めて思うことですが、今の絵画館前広場とラグビー場との間のU字の道、ラグビー場の東側の道ということになるんですかね。この部分がシークエンスの中でも重要な歩道の歩行者動線にもなっているんですね。先ほどの模型の説明ではイチョウ並木を通らずに野球場のところから競技場のほうに向かっていくという動線をご説明いただきましたが、やはりこのイチョウ並木を歩いていったときに文化交流施設棟のあたりからさらにU字の道を通ってというような動線も十分あり得るので、この道が現状では、道路は3車線あって歩道が非常に狭くて、現状の今回の計画ではそこに緑地が保全されるということにはなっているんですけれども、正直歩くと非常に単調でちょっと距離を感じるような部分に恐らくなってしまうのではないかと。かつラグビー場も壁面がかなり迫ってきてまして、この高さで、かつこちらが裏側になる可能性もあるというような懸念を抱いております。

つまり、U字の道の在り方というのももう少し積極的に考えて、特に歩行者の目線からの景観を考えて、そのときにテニス場というのも本当に隠すものなのか、道のほうにもう少し関係

を付けたりしたほうがいいのか。テニスコートの間と絵画館前広場の間が今1本しか動線がないですが、もうちょっと抜けられたほうがいいのかとか、何かもう少し考えることがあるのかなというのが本日の説明だけの話としては感じたことでございますので、そこについてももし既にお考えがあるのであればお話ししたいし、そもそも論では、神宮外苑の中にこれだけの道路が必要なかというところだと思うんですが、特に車線の問題、ちょっとそのあたりがどういう調整をされたのかということかもしれません。

あと、最後はもう手短ですけれども、15年かかるということなので、ぜひ工事中景というか、この15年間の中でも最後に完成してこれですよというものもあるんですけれども、15年という非常に長い時間がかかりますので、その間にどういうふうな遷移する景観づくりをしていくかということとか、あるいは今の競技場、神宮球場とかラグビー場の記憶というものをどのように新しい建物とか空間の中に残したりいかしていくかということについても、やはり説明が必要なんじゃないかなというふうに思いました。

以上になります。

○後藤会長 ありがとうございます。U字とおっしゃったのはイチョウ並木が芝生に切り替わるところですか。

○中島委員 そうです。イチョウ並木が突き当たって左と右にU字に行きますよね。特に左のほうが大事だなというふうに感じております。

○後藤会長 ありがとうございます。ほかにご意見を先に一通り頂こうと思います。

坂井委員、お願いします。

○坂井委員 ご説明ありがとうございます。私も皆さんから出ている意見と重なる部分は多いんですけれども、1点目はやはりこの絵画館前の芝生のところですね。ここはもともとの平成30年の神宮外苑地区のまちづくり指針ではみどりの交流のゾーンということなんですけれども、非常にテニスコートの部分が大きくなっているというふうに見受けられますけれども、そのようになった経緯を教えてくださいということと、この真ん中の芝生の部分の利用というのはどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。何かこの絵ですと、そこには入らないでもう真っすぐに道路を歩いてくださいということで、ビスタというお話がありましたけれども、極めて見た目という印象が強くて、それでいきますと、多分この芝生には立ち入らないでくださいみたいな、最近皆さん芝生の上でテントとかを使っていますけれども、そういう利活用を想定しないというようなイメージも持つんですが、その辺を少し考えながらこの芝生を作っていかれたほうが良いなと思っているのと、3つ目の同エリアのテニスコートを隠す

ために作る、今もテニスコートを見せるのか隠すのかというお話がありましたけれども、これはやっぱり常緑樹で作るのかと。今のイチョウ並木はやはり散っていく、もしくは黄色になるという色、つまり季節を感じるということで皆さん多く行かれると思うんですけども、ここを常緑樹にするのかと。ただ、常緑樹でなかった場合、落葉樹の場合、先ほどもあった室内テニスが非常に見えますので、冬のときは。そういったことはどうするのかというような、やはりこの絵画館前の芝生のところが非常に重要だなというふうに思っております。

2点目はやはりラグビー場ですね。私も非常にスケールが大きいと思っております、屋根がついた経緯について簡単に、屋根を付けた理由のようなことを簡単に教えていただけますと、これだけの屋根が必要だということは一応理解するのですが、その後じゃあどうしようかという話になるかと思いました。

以上です。

○**後藤会長** どうもありがとうございます。

どうぞ**阿部委員**。

○**阿部委員** 阿部です。

幾つか重なるかもしれませんが、資料のほうで確認したいと思います。16ページ目の資料で全体のエリアが約28.4ヘクタールとあるんですが、A-7地区からB-2地区まで4万3,480平方メートルから1万1,500平方メートルあるんですが、これを足すと22ヘクタールにしかならないと思います。残りの6ヘクタールぐらいはどういうふうに考えているかというのが1点まずあります。

それと資料に関連いたしまして、景観に絡む話で言いますと、スカイラインのイメージ、これは非常に大切なことなんですが、青山通り沿道はオーケーですね。スタジアム通り沿道、オーケーです。イチョウ並木沿道というのが実はこれ直行方向の図でして、これは実際イチョウ並木沿道とは言わないと思います。これに関しましては参考資料25ページの一番下に書いてあります立面図関係、これがイチョウ並木の沿道だと理解しています。これで言いますと、左側が路線商業とか当然100メートル、200メートル建つのは常識の範疇といたしまして、イチョウ並木が約20メートルの高さですね。ずっと行きますと、ラグビー場があつて国立競技場、国立競技場の高さは議論がありましたが、一応今47.4メートルになっていると思いますが、これから言いますと、イチョウ並木の20メートルからずっと高さが上がっていくとなると、本来絵画館が31メートルですから、例えば31メートルぐらいから国立競技場の47メートルに上がっていくというイメージ、あるいは最低47メートルの高さに抑えると、そういう形があつて初めてなだらかな景観の眺望が生きるというふうに理解しています。資料に関しては以上の2つでござ

います。

それともう一点、パースに戻ります。パースでいいますと15ページ目にございます。議論はいろいろ出ておりますが、私は新宿区に住んでいてハーフマラソンも出ました。それで、2年前には何度か出たんですが、この2年間外にも出られないと。実はここで走るランナー、一般のアマチュアランナーが楽しみなのは、国道246号の青山通りからイチョウ並木を通過してこの絵画館の広場に行く、ここが非常にいいんですね。プロじゃないので、そういう風景があるということ意識していく形でいうと、参考資料パースの22ページ、2枚目のほうですかね。これは当然変わらなと思うんですが、246号から入って絵画館を見るに渡りまして、イチョウが20メートルぐらいあると。ジオ壁がありまして、実はこの横のペイブは車道があって歩道が途切れているんですね。これはすごく大切に、本来平面図はちゃんと歩道があるように見えるんですが、私はここからずっと絵画館に向かって走っていくんですね、イチョウ並木を。ですから、そういう意味でこのパースというのは非常に一般の方が見ても、ここでいつもジョギングしている方たちから見ると歩道が途切れているという印象を与えますので、それを十分意識して作成していただければと思っています。

一番最後4つ目は先ほど絵画館広場が2ヘクタールか2.5ヘクタールくらいになっているんですが、本来これは5、6ヘクタールと非常に広大な敷地なんですね。私が思ったのは、この全体街区でそれぞれの建物はBCP対応すると思うんですが、これから東南海地震が30年以内に50パーセントの確率で発生するということを想定するとなると、エリア全体でBCP対応、例えば備蓄庫をどうするんですか、水をどうするんですか、非常時はこの絵画館前広場がそれこそ仮設の建物が建つかもしれませんというようなこともイメージして、ぜひこの広場の活用方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。1点目の数字のご質問だけ今すぐ答えられますか。

○株式会社日建設計 数字のご質問については、まず敷地面積と区域面積と2つございまして、区域面積は通常道路の中心線を取ることから道路部分を含んでいます。ですので、数字の誤差が出てきています。

○後藤会長 ありがとうございます。区域面積には道路が含まれるということですね。

ほかにご意見、ご質問ありますか。

どうぞ、**安田委員**。

○安田（望）委員 2つだけの質問に絞りたいと思うんですが、1つはこの地域内の道路アクセスについてなんですが、先ほど中島先生よりその問題も提起されたと思うんですが、私もこの地域をよく車で走ったりしていますのでよく分かりますけれども、実際この区域の中の道路を閉鎖しても十分一般の日常のアクセスは可能なルートは十分取れるような地域になっていると私は思いますので、どうしてこの都道を一般の交通に残すのか、それが明確でないと思うんですね。やはり都市計画審議会での内容になるかもしれませんが、迂回道路を整備するということをまずやらないとこの地域の保全是できないだろうなど。その前提に立ってこのアクセスをどう成立させるかと。私もサイクリングを日曜日にここでしたことはありますけれども、すごく快適なんですよ。ですから、ぜひそういう環境を日常的に享受できるような形を整備していただきたいと。

それでもう一つアクセスについて、この地域で東西のアクセスが弱いというのに対して中央広場等でそれを改善しようというのは非常によろしいと思うんですが、南北のアクセスがイチョウ並木側を除いてやはりスタジアム通りにどうしても集中してしまうだろうと思うんですね。外苑前駅から先ほど今の伊藤忠ビルへの地下のアクセスを通して野球場のコンコース状態のところと中央広場から第2のアクセスを取るような説明がありましたが、実際人間の行動として駅からわざわざ伊藤忠ビルのところまで迂回してアクセスを取るなんていうことは多分しないだろうと思うので、根本的に第2のアクセスの考え方が弱いのではないかなと。

それで、なおかつ中央広場の横の施設からラグビー場へ陸橋を渡って地面に下りてしまうというアクセスになっていますが、これをやはり第2のアクセスを明確にする上で、ラグビー場とか、さらに国立競技場につなぐようなオーバブリッジのアクセスをより明確に成立させるような形で成立させられないかなということを考えます。

それと、第2の点で簡単に申し上げますが、これは絵画館前広場の問題ですね。ここにテニスコートが入ってくるのは、この地域内の施設の配分からいくとそうなるのもやむを得ないかなとは思いますが、もともとこの絵画館前広場のコンセプトを我々は明確に共有していないというか、明確にしてこなかったのが1つのこういう案を生み出す理由だと思うんですね。資料の説明でも広場の整備に風格あるビスタ景観の継承ということしか書いていないんですね。これはビスタで終わりなんですね。でも、広場というのは何も見るものだけじゃないんですね。そういう明確なコンセプトをもう一度、創建時にどの程度のコンセプトがあったかというのは存じ上げないのですが、やはりその辺をもう一度練り直して、コンセプトを明確にした上で、それではテニスコートをどういうふうに配置しようとか、そういうことにつながってくるだ

らうと。特にテニスコートというのは当然結構遅くまでナイター照明を付けてやるので、今後新宿区が導入する夜間における景観形成ですか、その辺にも非常に大きく影響してくると思いますので、その辺を含めてお考えいただけないかなという質問と希望でございます。ありがとうございました。

○**後藤会長** どうもありがとうございます。

浅見委員、どうぞ。

○**浅見委員** **浅見**です。

この資料を家で見ただけではなくて、ここで逆に委員の皆様方のいろんなご意見を伺って、より深く問題点とかいろいろなものが理解できたと自分では思っています。資料の3ページ目のところの6番目に放置自転車というふうに書いてあります。この周辺に放置自転車が多く見られ妨げになっている、これはここに限らずどこでも必ず一文出てくるような問題点だと思うんですけども、でも、今15年後にはどうなっているかわかりませんが、コロナ禍において電車を使うのが嫌だといって、かなり遠くまで自転車を使っている方もいらっしゃるし、うちの近くの大きな公園にもかなり遠くの方がお子さんを乗せて自転車でそういう空間を求めて来ている方が多いんですね。そういう中で放置自転車があるからといって放置自転車を放棄するのではなく、放置自転車にさせないような自転車の置場とかそういうものをどこかこのまちづくりをする中で近くに取り入れていただけないかなと。

実は今日も私は自転車で来たんですが、この辺には、かなり前とは違って自転車をちゃんと置けるような設備が整っていました。自転車はかなり前から言われているにもかかわらず、否定的な排除するような場面にだけ用いられて、一方では電気自動車が盛んになってきたり、自転車のための通路ができたり、ただ、自動車との兼ね合いがあって、なかなか怖くて公道を走れないような自転車の走り方もあるんですけども、でも、せっかくだったら放置自転車を排除せずに、放置自転車にならないような自転車の置場も考慮していただけるといいなと思って意見を述べさせていただきました。

以上です。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

和田委員、よろしいですか。

○**和田委員** 私も先ほど**阿部委員**がおっしゃったとおり、ここは新宿区のシティハーフマラソンのときもすごい人数、それから、野球場のときも約3万2,000人ですか、そういったときの

広場を含めた先ほどの備蓄だとか、もしくは帰宅困難者、それもちよっと含めていただきたいのと、それと**浅見委員**のおっしゃったとおり自転車の駐輪場ですね、これが今後ここはかなり出てくるんじゃないかと思うので、それも1つ懸念材料なので、その辺を1つ勘案して計画していただきたいです。

○**後藤会長** ありがとうございます。

野澤委員、いかがですか。

○**野澤委員** ラグビー場のことなど、今まで皆さんから出た意見と同じようなことは省略したいと思います。絵画館前広場の話も随分出ていましたけれども、テニスコートが必要なのは理解するとしても、本当にここにまた作るんですかという問いかけをしておきたいと思いますし、室内、建物になるとまたインパクトが全然違ってくることもあるので、そのあたりはこの楕円形というのか、そこの内側全体がもともとは広場だったわけですから、それも含めてちゃんと検討するべきだろうなというふうに思います。

それと、今日の資料でちょっと分からなかったのは、文化交流施設棟というのが中央広場の東側にありますけれども、図面によってそこが緑地と書いていたり建物のイメージがあったり、屋上緑化なのかどうかちょっとよく分からなかったもので、後で説明してほしいと思います。

それと、複合棟Aとか事務所棟と野球場の間が1つのメインの動線に位置づけられているんですけども、結構建物の谷底みたいなところで、参考資料26ページのパスを見ると屋根がついてモールのようになるのかなということも分かることは分かるんですけども、先ほどから、一斉に人が動くというお話も出ていますけれども、本当に処理し切れるのかなということと、日常的にここにぎわいを持っているのか、あるいは野球がないときはがらんとしているところをただ通ってくださるのかなによっても随分印象が違ってくると思いますので、そのあたりも今後検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。各委員から出されたご質問に対して、まとめた的確に回答いただきたいんですけども、最後に私からも繰り返しになってしまうかもしれませんが、やはり一番の肝はラグビー場の屋根の問題、しかも、それがPFIで作るというので、この先どういう設計になっていくのかが不透明で、しかも、PFIで行くとなかなかデザインの密度というものが保たれなくて、非常に大きなディテールのないものができてしまうというようなことに対して非常に危惧を持っています。デザイン調整をどうしたらいいかという**中島委員**のご質問もありましたけれども、そのあたりについてまとめてご回答いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○株式会社日建設 ご意見、ご質問ありがとうございます。頂いたご意見等に回答させていただければと思います。

まず、みどりのお話を頂きました。四季を感じられるみどりというところで、我々としても四季を感じられるみどりの形成は1つテーマとして考えてございますので、引き続き検討させていただければと考えてございます。

それから、デザイン調整のお話という点につきましては、地区全体は完成後、エリアマネジメント等を通して一体的にイベント等を行っていきたくと考えてございます。また、デザイン調整をどのように体制をつくっていくのか、どのように考えていくのかについては引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

次に、U字、ラケット状の都道部分に距離感を感じるというご意見を頂いてございます。ラグビー場の沿道部は緑道という形で都市計画に位置づけられる予定です。引き続き距離感を感じないような空間となるよう検討させていただければと考えてございます。

絵画館前の芝生の広場につきましては、基本的には眺めていただく広場、憩いくつろいでいただける広場を想定してございます。芝生に入れるかどうかというようなことにつきましては、どのような運用、活用をしていくか等を含めて引き続き検討させていただければと考えてございます。

続きまして、ラグビー場に関しましては、屋根がついた経緯でございまして、正式名称は思いつきませんが、ラグビー発展会議という会議体の中で決定がされてございます。ラグビー場に屋根が設置されることによって、公園の利用促進や防災性に寄与すると考えてございます。ラグビー場は今後PFI事業を予定しておりますが、景観協議につきましては段階協議になってくるかと思っております。引き続きご指導いただければと考えてございます。

次に、防災性の話をいろいろと頂きました。防災性につきましては、本プロジェクトの大きなコンセプトの一つになってございます。当地区は広域避難場所に指定されてございます。代々木公園に1.5ヘクタールの防災拠点となる広場がございまして、今回整備する中央広場1.5ヘクタールはそれと同等規模の広場として防災性を備えた広場を想定してございます。また、絵画館前広場については、緊急のヘリコプター離着陸場の候補地として指定されてございます。また、各施設には帰宅困難者の受入れ施設等も適切に配置をしていきたいと考えてございます。そうした様々な整備を通じて、防災性の向上を図っていきたくと考えてございます。

次に放置自転車の関係です。今回公共的な駐輪場を地区内に整備する予定でございまして、各

施設に必要な駐輪場とは別に公共的な駐輪場を整備させていただき予定になってございます。それによって今の放置自転車の多い状況を解決していきたいと考えてございます。

続きまして、文化交流施設棟は施設なのか広場なのかというご質問ですが、文化交流施設棟は低層の施設となっております。地面からつながる傾斜がついた屋根があって、その下が施設という形になってございます。その地つながりになっている屋上部に芝生等を配置して、人によって上がっていただいて、そこで寝そべっていただくこと等ができるような地面と一体的、みどりと一体的な空間を考えています。

道路ネットワークの在り方についてご意見いただいております。道路ネットワークの在り方は、道路管理者、交通管理者とも協議をさせていただいております。神宮外苑地区内の道路をなくせないのかというお話については、現状結構な台数の通過交通があり、なかなかなくすのは難しいという議論をこれまで道路管理者、交通管理者とさせていただいております。

また、歩行者ネットワークについて、地下通路を通してイチョウ並木側に出すのは迂回することになり、遠いのではというご意見を頂いております。これもいろいろと意見交換させてきていただいた場所になってございます。野球場に外苑前駅からのアクセス性が高まり過ぎると、外苑前駅を利用される方が増え、駅自体のパンクが起り得るという状況になってございます。したがって、外苑前駅からスタジアム通りを上がっていくルート、イチョウ並木側へと地下通路から行くルート、または青山一丁目から来るルートが大体同じぐらいの距離になるよう、出入口を配置してございます。こうしたことで歩行者の分散、交通量の分散を図っていきたいと考えてございます。

○後藤会長 ありがとうございます。十分な回答になっていないところもあるのかもしれませんが、私からのお願いは2つございまして、今回のご報告で数字を固定化しないしてほしいと思います。55メートルという数字がオーソライズされたわけではないということをご希望しておきたいということ、今後も事前協議に柔軟に応じていただいて、特にPFIの公募要項に関してはいろんな形でご意見を申し上げたいと思いますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。ということで報告事項1を取りまとめたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

[報告2] 新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定概要について

○後藤会長 続きまして、報告2、新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドライ

ンの改定概要についてです。小委員会の委員長をお務めいただいた**中島委員**からご説明をお願いいたします。

○中島委員 ありがとうございます。内容は事務局のほうからご説明いただきたいと思いません。

小委員会の体制としましては、私が委員長となっておりまして、**坂井先生と篠沢先生、伊藤先生**の4人で構成しております。小委員会で1年ほどかけて検討してきた内容であります、それに加えまして既にご報告しておりますけれども、景観まちづくりワーキングということで、これに関してはいろんな大学の先生にご協力いただきまして、今この手元に冊子がありますがけれども、たくさんの学生が参加して新宿の景観を見てもらって、いろいろ議論してもらったということがございます。その中で区民委員の方々にもまち歩きでご協力していただきました。**後藤会長、野澤副会長**には最終報告会に来ていただきまして、講評・議論もしていただいたということで大変感謝しております。このように、総力戦で作成したと、そういうことになっております。

内容は景観計画とガイドラインがありまして、若干複雑になっておりますけれども、それ自体の構成を整理するというのも含めて進めてきてございますので、この後、事務局のほうからご説明があると思いますが、ご意見いただきますようよろしくお願いいたします。事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局（景観・まちづくり課） 事務局でございます。報告2についてご説明させていただきます。

新宿区景観まちづくり計画改定の概要と書いてあります報告2の資料をご覧ください。

1枚目の新宿区景観まちづくり計画の改定素案についてです。1番の超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成というところで、「良好な景観の形成に関する方針」の「超高層ビルの景観形成」というところに、超高層ビル群の周辺と新宿駅周辺が一团となって形成されるスカイラインのあり方を示しております。参考として、超高層ビル群と新宿駅周辺のイメージ図を記載しております。

次に、2番にいきまして、景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方についてです。こちらも同様に「良好な景観の形成に関する方針」というところで眺望の保全の中に高さに関する記述を追加いたしまして、景観誘導に活用していきたいと考えております。あわせて、これまで区が許可する総合設計の建築物の基準として定めていたものを大規模建築物等に関する内容として、景観まちづくり計画の中で改めて位置づけまして、本審議会に諮るような

内容について、都市開発諸制度との連携の強化を図ってまいります。

3番の夜間の景観形成についてです。こちらも「良好な景観の形成に関する方針」というところに新たに「夜間景観の形成」ということで追加いたしまして、地域特性に応じた照明計画や照明の用途について誘導していきたいと考えております。さらに、景観形成基準ということで夜間景観に関する現行の基準を保全の面と誘導の面と両面から精査いたしまして、一部の地区で基準の追加をしております。

次に、4番の新たな屋外広告物に関する景観形成についてです。こちらも夜間景観と同様に新たにデジタルサイネージ等について、光や動き、音が相互に影響するというところで、景観や住環境への配慮が必要であるということ、それから、今後の技術の進化や社会情勢の変化に合わせて対応する、ということが追加されております。

5番の新宿らしい景観づくりに関する視点ということなんですけれども、これまで「良好な景観の形成に関する方針」の基本方針というところで、現行の計画に右の三角形の図に示されている、「変化に富んだ地形、まちの記憶、水とみどり」という3つの視点が記載されていたんですけれども、さらにこれを基盤として、地域の人々に愛され世界の人々を魅了するまちを目指して、歴史や国際色が感じられる多様な景観特性を生かした新宿らしい景観づくりに取り組むということで記載内容を修正しております。

6番の公共空間における環境や人の活動を重視した景観の視点についてです。コロナ禍の影響を受けた新たな生活様式やデジタル社会の到来など、社会情勢の変化を踏まえまして、人々の活動に寄与する公共空間の形成について、「良好な景観の形成に関する方針」に追加をしております。また、コロナ禍を機に3密を回避できるゆとりある、人中心の都市空間の創出について記述を追加しております。

次に、7番のまちの変化等に合わせた時点修正ということで、この審議会でご報告させていただいているような大規模開発等が景観計画策定後にも多数行われておりますので、時点修正を行っております。

それから、8番の景観形成を推進する取組み紹介ということで、これまで区が実施してきた景観シンポジウムですとかこの審議会でもご協力いただきました景観まちづくり表彰など、各種の景観を推進する取組みを景観計画の中で紹介いたします。

また、9番は事務的な内容になってきますけれども、区界における計画の取扱いですとかエリア間における取扱いについても明記することで分かりやすい計画といたしました。併せて事業者が計画の冊子を全て読むということはなかなか難しいというところがございますので、理

解しやすい具体的な内容や簡潔で分かりやすい手引書を作成いたしまして、地域の魅力を高めるような創造的な提案につながるように事業者と連携していきたいというふうに考えております。

最後に10番の全体的な構成の整理ということで、これまでの景観まちづくり計画の冊子なんですけれども、改定に合わせて追加で冊子を作成するような形で冊子の数が増えてしまっているというところがございますので、冊子としてのまとまりを考慮いたしまして、全体の構成を見直してデザインの統一等も行っております。併せて全体の位置づけが分かりやすいように見取図、右上に掲載させていただいておりますけれども、こういった形で分かりやすさも重視して作成してまいります。また、計画の重要なポイントを効率的に伝えるようなことができる概要版の作成も検討しております。

右下の改定のスケジュールなんですけれども、令和2年度は景観まちづくり審議会の中に景観計画検討小委員会ということで、**中島先生**を委員長として小委員会のほうを立ち上げさせていただきました。その中で昨年度末、審議会でもご報告させていただきましたが、新宿区景観まちづくり計画景観形成ガイドラインの改定方針ということで方針を作成しております。本日は、こちらの改定方針を踏襲した形で改定を進めているものを概要として報告しているというところがございます。

令和3年度は改定の検討と、先ほど少しご紹介ありましたが、各大学の学生さんや先生方にご協力を頂いてワーキンググループを行いまして、現地調査を実施しております。今年度の目標としては、改定素案の作成というところまでやっていきたいと考えております。

令和4年度はパブリックコメント、説明会を行いまして、区民の意見をさらに取り入れて景観計画の改定の原案ということで景観まちづくり審議会と都市計画審議会に諮りまして、令和5年度に景観まちづくり計画の改定ということを目指しております。

2ページ目をご覧ください。

こちらは景観形成ガイドラインの改定素案についてです。

まず1番目がエリア別景観形成ガイドラインということで、各大学と連携してワーキンググループを行いまして、まちの変化だとか新しい視点により見直しを行っております。詳細は右側のページでご説明いたします。

2番の区全域景観形成ガイドラインについてです。みどりの景観形成ガイドラインについては、低木ですとか地被類についての配慮事項を追加いたしました。こちらは審議会でもご意見を頂いている内容となっております。

次に超高層ビル群の景観形成ガイドラインについてです。こちらは計画の改定に合わせまして、ガイドラインのほうでもスカイラインのあり方を、シミュレーション図を事業者に作成いただいて、景観協議の中で協議をしていくということで記載を追記しております。併せて夜間の景観についても記述を追加しております。

次に夜間景観の景観形成ガイドラインです。新たに夜間景観の景観形成ガイドラインを作成いたしまして、良好な夜間景観を創出していくということで、地域の個性を活かした夜間景観ですとか自然環境への配慮といったところを記載しております。

次に公共空間の景観形成ガイドラインです。こちらの内容としては、居心地の良い公共空間を目指すことや建築物や公共空間と一体的な空間、快適な歩行空間を創出するといったところを記載しております。また、ユニバーサルデザインへの配慮といったことも公共空間の中で記載しております。

大規模建築物に係る景観形成ガイドラインについてですけれども、これまで新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインということで現行でも作成しておりましたが、審議会からのご意見もいただきまして、大規模建築物等に係る景観形成ガイドラインということで対象をいわゆる都市開発諸制度等ということで広げまして、景観協議を行っていきたいと考えております。併せて夜間景観に関する景観形成基準の追加も行っております。

3番なんですけれども、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインということでデジタルサイン等に関する方策を追加をしております。また、エリアマネジメントや窓面広告、仮囲い広告物についても地域貢献やまちづくりの観点から啓発事項を追加しております。

次に、エリア別景観形成ガイドラインの改定に向けた取組についてです。

エリア別景観形成ガイドラインの改定に当たっては、新宿区内を72のエリアに分けているんですけれども、現行のガイドラインの策定以降の変化が大きいエリアである42エリアと、その他の比較的变化が少ないエリアに分けて、変化が大きいエリアについて学生さんのワーキンググループによる見直し案の検討を行っております。変化が少ないエリアについては、時点更新を基本として改定を進めております。こちらのワーキンググループなんですけれども、6月の下旬から9月の中旬にかけて3か月間行いました。小委員会の先生方ですとか、以前現地調査をやっていただいた先生方にまたご協力を頂きました。また、各大学の学生さん43名に参加いただいて、10のチームに分かれて現地調査や地域の分析を行いました。検討に当たっては、景観計画の改定方針に関する視点ということと近年の景観まちづくりの話題や社会情勢の変化、そういう視点から具体案の検討を行っていただいております。

スケジュールにありますように、学生さんには4回ほど全体で集まる機会を設けて、各タイミングでご参加いただいた先生方に改定案の内容を見ていただいたり発表したりして、最終的に調査結果をデザインシートという形でまとめていただいております。そのデザインシートについての説明が2番になるんですけれども、右下のところに参考として絵がついております。対象のエリアの地図に景観特性を上から置いた図です。こちらは現行の景観形成ガイドラインにもある絵になるんですけれども、これを更新していただき、さらに、景観特性のポイントですとか景観形成の目標、改定案を学生さんのほうで検討いただきまして、修正を頂いております。学生さんに検討いただいたものは、ワーキングの成果として一旦デザインシートで完成ということにはなっているんですけれども、今後事務局のほうでこれを実際に運用していくエリア別景観形成ガイドラインという形で修正等行いまして、また、皆様方にお見せしたいと思っております。

本日は学生さんが作成いただいたデザインシートを冊子の形でまとめまして、まだ校正中ではあるんですけれども、デザインブックという形で皆様のお手元にお配りしております。少しこれについてご説明いたしますと、基本的には赤字で記載している内容が現行から変更していただいた箇所ということになっていまして、学生さんからの提案といった内容になっております。また、ご協力いただいた先生方や今回一緒にまち歩きにご協力を頂いた区民委員の皆様、**浅見委員、和田委員、大橋委員、安田裕治委員**の4名からのコメントの掲載等も行っております。

資料の説明に関しては以上になりますけれども、本日、時間が限られているところもございますので、意見用紙と返信用の封筒を机上に配付しております。何かこちらの資料を見ていただいておりますの点がございましたら、事務局のほうまでお送りいただくと幸いです。

説明は以上になります。

○後藤会長 どうもありがとうございました。1ページ目の右下にスケジュールが記されておりますけれども、現在令和3年ということで改定の検討とワーキンググループによる現地調査などが行われたということで、今後改定素案ができ、来年度パブリックコメント、さらに、改定原案がつくられ、景観まちづくり審議会及び都市計画審議会を経て令和5年に改定版ができるというかなり長期的な計画を策定していくスケジュールを想定されているということですが、作成中の案についてはぜひお持ち帰りいただき皆さんご覧いただいて、ここは直したほうがいいんじゃないかというようなことがあればどんどん事務局にご提言いただければということで、ぜひこの学生諸君の努力の結晶をいかしていただければなというふうに思っております。

ます。

これに関しまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

もしよろしければ文書でご意見などお寄せいただくということで、報告2を閉じさせていただければと思います。

[報告3] 令和2年度景観事前協議及び行為の届出状況について

○**後藤会長** 報告3でございますが、令和2年度景観事前協議及び行為の届出状況についてのご報告を事務局よりお願いいたします。

○**事務局（景観・まちづくり課）** 事務局でございます。報告3についてご説明いたします。

お手元の資料、令和2年度の景観事前協議及び行為の届出状況についてをご覧ください。

上の表が区分地区ごとの件数ということになっておりまして、年間を通じて合計で景観事前協議が377件、行為の届出が129件ということになっております。下の表を見ていただきまして、これがこれまでの協議件数なんですけれども、令和2年度の件数を追加しまして、合計で3,943件ということになっております。かなりたくさんの方の協議が出ているという状況になっております。

それから、次のページをご覧くださいまして、審議会に景観事前協議を報告した案件ということなんですけれども、令和2年度は3件の報告をさせていただいております。また、皆様のお手元にこれまでに景観まちづくり審議会に報告させていただいた後に実際に建物が完成した案件についての資料があると思うんですけれども、こちらについては時間の都合上割愛とさせていただきます。お手隙の際にご覧いただけると幸いです。

説明は以上とさせていただきます。

○**後藤会長** どうもありがとうございます。報告3につきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告3も以上にさせていただければと思います。

3. その他

○**後藤会長** 本日ご用意いただいた案件は以上かと思いますが、何かその他で事務局よりございますでしょうか。

○**事務局（景観・まちづくり課）** 事務局から事務連絡を申し上げたいと思います。

本日の議事録については、個人情報に当たる部分と非公開資料を除きまして、ホームページ

で公開をさせていただきたいと思います。

また、次回の景観まちづくり審議会の日程でございますが、令和4年1月25日火曜日午後2時から、場所は本日と同じBIZ新宿の1階多目的ホールで開催を予定してございます。日程が近くなりましたら、また改めて開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、景観事前協議の届出や行為の届出につきまして、勧告変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会または小委員会を開催させていただく場合がございます。その際にご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第72回新宿区景観まちづくり審議会は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11時57分閉会